○東北地方整備局告示第六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年三月二十四日

東北地方整備局長　梅野　修一

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事（宮城県黒川郡大和町宮床字上綱木地内から同町吉田字谷地地先河川敷地まで）並びにこれに伴う町道、準用河川、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県黒川郡大和町宮床字上綱木及び字松倉並びに吉田字栃木沢、字清水、字車沢東、字栃木沢東、字上入生田前、字川端、字入生田中、字川中野及び字谷地地内

宮城県黒川郡大和町宮床字上綱木地先河川敷地及び字松倉地先河川敷地並びに吉田字栃木沢地先河川敷地、字清水地先河川敷地、字車沢東地先河川敷地、字上入生田前地先河川敷地、字籠釣地先河川敷地及び字谷地地先河川敷地

２　使用の部分　宮城県黒川郡大和町吉田字清水、字栃木沢東、字上入生田前、字入生田中、字川中野及び字谷地地内

宮城県黒川郡大和町吉田字車沢東地先河川敷地及び字谷地地先河川敷地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事並びにこれに伴う町道、準用河川、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、宮城県黒川郡大和町吉田字〆切地先河川敷地から同町吉田字谷地地先河川敷地までの一級河川鳴瀬川水系吉田川（以下単に「吉田川」という。）の延長4.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事並びにこれに伴う町道、準用河川、農業用道路及び農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、同法第100条第１項に規定する準用河川に関

する事業であり、いずれも法第３条第２号に掲げる河川法が適用され、又は準用される河川に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、同じく本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うとされているところ、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

吉田川は、一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川（以下単に「鳴瀬川」という。）の最大の支川であり、宮城県黒川郡大和町の北泉ヶ岳にその源を発し、途中、支川の南川を合わせ、同町落合地先で善川と竹林川を同時に合わせた後、西川、滑川及び味明川等を合流させて、同県宮城郡松島町竹谷字二子屋地先から鳴瀬川と並行に流れ、河口付近で鳴瀬川に合流する流路延長44.2㎞、流域面積350k㎡の一級河川である。

吉田川の上流域は、国内でも有数の穀倉地帯や大和町の市街地が広がっており、一般国道４号や東北縦貫自動車道弘前線等の基幹交通施設が整備され交通の要衝となっているほか、近年は周辺の工業団地へ多くの企業が進出するなど、地域社会、経済上の重要性が高まっている地域である。

吉田川の治水対策は、支川南川に南川ダムが建設され、本件区間についても、その下流に続く国土交通大臣が管理する区間（以下「大臣管理区間」という。）の河川整備の進捗を踏まえつつ、上下流等の統一的なバランスを考慮して、段階的な改修が行われてきたものであるが、未だ十分な整備水準には達していない状況にあった。

こうしたなか、平成27年９月に発生した台風第18号による豪雨（以下「平成27年９月関東・東北豪雨」という。）による洪水では、吉田川の随所で氾濫が発生し、吉田川の流域において浸水面積1,125ha、床上浸水家屋128戸、床下浸水家屋108戸に及ぶ甚大な被害が発生し、一般国道４号などの基幹交通施設が冠水して一時通行不能となったほか、本件区間背後地の大和町市街地においても、病院や消防署などの公共施設等が浸水するなど、地域住民の社会生活に大きな影響を与えたものである。

このような状況に対処するため、宮城県知事が管理する区間に係る鳴瀬川水系

河川整備計画（以下「整備計画（知事管理区間）」という。）が平成28年12月に変更され、本件区間について、堤防等の整備及び河道掘削等を行う本件事業が計画されたものであり、本件事業の完成により、整備計画（知事管理区間）に定める本件区間の河道配分流量500㎥／秒を安全に流下させ、平成27年９月関東・東北豪雨と同規模の洪水にも対応することが可能となるとともに、大臣管理区間における河川整備と一体となって、吉田川全体の治水安全度の向上が図られることから、沿川地域の洪水被害が軽減され、地域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和２年３月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施している。その結果によると、振動及び騒音については法令により定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、植物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき重要な種は見受けられないものの、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ及びスナヤツメ北方種又は南方種、準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエル、ジュズカケハゼ及びキベリマメゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響はない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。

主な保全措置として、起業者は、ミナミメダカ等については生息環境の地形の改変を最小限にとどめるよう配慮して施工するとともに、工事期間中の濁水対策等を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、未だ十分な整備水準に達しておらず、洪水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、堤防等の整備及び河道掘削等を行う河川改修事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法は、整備計画（知事管理区間）に定める改修方法に

従い、河道配分流量に対応するため、現況河道の堀込河道構造を踏襲し、計画高水位を極力上昇させないよう本件区間全川にわたり河道拡幅により必要な流下断面を確保する案と、河道拡幅を基本としつつ、背後地の地盤高や土地利用状況等を考慮し、必要に応じて築堤構造を併用する申請案の２案による検討が行われている。

両案を比較すると、申請案は、必要な用地取得面積が少ないこと、掘削土量及び運搬残土が小さく、既存の橋梁が支障にならないため施工性に優れること、事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道、準用河川、農業用道路及び農業用水路の付替工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、未だ十分な整備水準に達しておらず、洪水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を軽減し、地域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、平成27年９月関東・東北豪雨の洪水により甚大な被害を受けた大和町より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県黒川郡大和町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　宮城県黒川郡大和町吉田字車沢東、字栃木沢東及び字上入生田前地内